

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-39-7 メゾン代々木 201号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信編集 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

212号

2020年12月17日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

訪問リハビリの在り方 検討会

理事 佐藤信次

いつもご指導頂きありがとうございます。新理事の佐藤信次と申します。

現在、東京都多摩市でリハビリステーションたま有限会社を経営する中で日々鍼灸師・理学療法士として25年程治療・リハビリに取り組んでまいりました。

新型コロナウイルスの影響により治療手段として「手当て」をおこなう私たち「あはき業」の存続にも大変な状況が続いています。これまで毎週訪問や通所で治療やリハビリをおこなうことにより、身体機能や健康が保持されてきた患者さんが多くおられます。さらに、自粛体制が続き治療やリハビリを休む患者さんが虚弱状態になってしまうことが危惧されます。

今後はより接し方に注意を払い慎重な治療・リハビリをおこなう必要性を感じています。

コロナ禍では通常の感染対策に加え簡潔で効果的なリハビリを心がけることも大切と思われます。

また、ご存知のようにリハビリは治療と異なり日々継続することで効果が生まれる医療とも言えます。そして、私たちはコロナ禍の中で訪問リハビリの重要性を誰よりもよく知る存在であることは確かであります。

今回、日頃先生方が訪問で実施されている治療とリハビリの方法をお伺いしながら、このコロナ禍の時期の訪問リハビリのあり方を検討しあえれば幸いです。

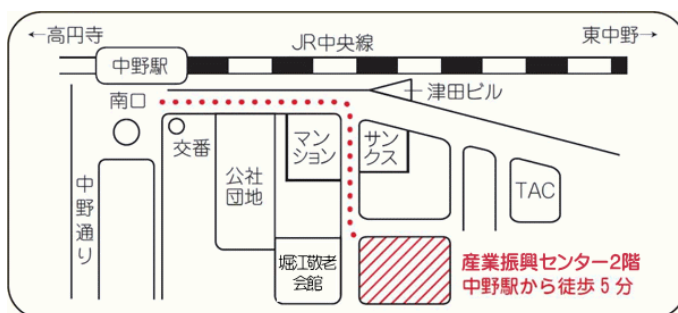
みなさまご参加をよろしくお願い致します。

訪問リハビリ検討会

日時 2021年1月31日(日)

午後3時から4時30分

会場 中野区産業振興センター 和室



令和2年12月からの新通知（変形徒手矯正術の扱い）に注意が必要

代表理事 清水一雄

この度新通知の内容吟味と解釈違いにより多い返戻（特に施術報告書の件）をなくするのを目的に説明会（12/12）を行いました。参加者は20名程で、はり・きゅう療養費は金額改定のみでさほど問題ないですが、マッサージ療養費は通知内容を把握する必要があると感じます。さほど難解ではありませんが、押さえ所をきちっとしておかないとせっかく同意書を取得したのに申請額の一部しか支給されないとか、全額支給されない事態になりますから注意が必要です。

1. 特に説明会に参加されなかった会員さんへ

厚労省通知をしっかりと読むようにしてください。

通知内容での矛盾点は厚労省保険局医療課堀本氏 03-5253-1111（内線 3276）にどしどし問い合わせてください。あはき師が声を上げていくことが重要です。そのままにすれば厚労省のやりたい放題の通知内容になっていきます。

2. 会員皆さんへのお願い

12月施術から新通知により特にマッサージ療養費で返戻になるような申請書を作成してしまうと、即座に事務職員の負担がピークになってしまい対応にも限界が生じます。申請の返戻をなくすために会員一人一人の対応に相当時間を要します。出来る限りなくしていかなければなりませんので、認識を深めることにより無駄な返戻をなくすようにしてください。

3. 変形徒手矯正術について相変わらず意味不明で扱いが複雑

①今年11月までの変形徒手矯正術の扱いについて

変形徒手矯正術にはマッサージや温罌法が含まれているとか、マッサージが同部位算定できないと保険者によって解釈がバラバラでやたらと振り回されてきました。おかしなことでした。

説明できる保険者が存在せず、精いっぱい回答が厚労省に言われているからです。

文章もなく運営されておりダメなものダメで保険者もそれ以上言葉が出てこないやり取りばかりしてきました。話が前に進まないで、厚労省に説明を求めるが歯切れの悪い説明が精いっぱい、さらに突っ込みを入れると過去にあった文章は破棄しましたとのことでした。肩の力が抜けた瞬間です。いい加減な決め方をしてそれを療養費の支給として守らせようとする行為は許されたものではありません。

②今年12月からの変形徒手矯正術の扱いについて

変形徒手矯正術はマッサージの加算になり下がりました。ということはマッサージをやらないと変形徒手矯正術はだめになったからです。病状によってはマッサージが機能させられない場合があり、あん摩マッサージ指圧師の力量を無視した国家権力を押し付けた行為としか思えません。

③変形徒手矯正術はあん摩マッサージ指圧師の天下の宝刀です。

こんな素晴らしい手技はないと思われるほど奥義を感じ、あらゆる病状に効果が得られ、追求すればするほど魅力を感じます。厚労省の政策は変形徒手矯正術の実際に目をやることなく、身勝手にも押さえつけることに力点を置き患者不在にしていることは全く持って納得がいきません。

④変形徒手矯正術はあん摩マッサージ指圧師のものです。

これほど効果が得られる手技を受けるには毎月医師の診察を強要させる厚労省の行為は意味不明で嫌がらせそのものしか感じられません。

変形徒手矯正術の件で過去から何度も厚労省に対談を申し込んでいますが実現していません。電話でも毎月の同意書添付についての説明はしどろもどろで一切説明になっていません。にもかかわらず意味のない毎月の診察を強要されています。国民の声を聞く姿勢がないほど変な方向に向かっていくようです。

そもそも医学部にあはきの授業カリキュラムがなくても医師は出来なくても法的にはあはきを出るようになっていますが、行っている医師はごくごく一部の方のようです。変形徒手矯正術はあん摩マッサージ指圧師のものでありながらあん摩マッサージ指圧師のものでないようにされています。

厚労省通知内容説明会開催

はり・きゅう・マッサージ療養費申請料金等改定にあたり、令和2年12月12日中野区産業振興センターにおいて説明会が開催されました。

今回は初めての試みでもあるウェブでの参加者を含め、20名の方が参加されました。

清水鏡晴事務局長により、ウェブでの参加が可能になったことはコロナ禍にあっては必要不可欠で今後もウェブの充実を図る予定です。事務局長の司会進行で始まりました。（事務局 清水明見）

あはき療養費の動向について

清水代表理事

厚労省から通知の（案）が出て、その後しばらくして通知が出た。それでその通知を何度も読み返した。会員の中にはろくに目も通さずに事務局に問い合わせに来られる方がいるが、会員一人一人がよく読んで理解し、わからない点は事務局に聞くのではなく、施術師自身が厚労省に聞いてほしい。通知にはあはき師に不利益になる内容が多く、もっと皆が声を上げることにより、厚労省も変わっていくはず。理解が足りないことで返戻になることにもなりかねない。

今回の保医発1125第1号、保発1125第6号第7号を出してきていて、これらをよく見てよく読んで感じてほしい。

保医発1125第1号の中には償還払い用の申請書が出されていて、これは保険者の裁量にするということを厚労省が認めていることになり、施術師は面倒な対応を求められる。

また、報道関係に向け、新たな通知が出され、長期・頻回の施術を保険者解釈により償還払いに戻せる仕組みを令和3年7月1日から実施されることになった。

これらのことを踏まえ、通知はよく読み込み理解し、疑問に感じたことはどんどん声をあげて行くことが大事。



マッサージ不支給審査請求の報告

橋本利治副代表

変形徒手矯正術の扱いで同意日が診察日より1か月以上離れたことで不支給に。医師が認めているのに状況を鑑みず、不支給になり審査請求をした。

平成30年10月の改正により、同意書に診察日という項目が増え、施術師の条件がまた狭くなった。

通知に基づいているのか否かしか、保険者は見ない。今回の処分は大田区が通知に従ったこと。

今回口頭意見陳述まででしたが、採決が出て「棄却」となった。が、今後も保険者の裁量権があると言っているながら、この患者を見捨てるのかという観点で今後も大田区と交渉を進めていきたいと思っている。

今回出された厚労省通知の根拠(留意事項)と内容

奈須保険部部長代理

- ① 厚労省通知 保医発 1125 第 1 号通知
- ② 厚労省通知 保医発 1125 第 6 号通知
- ③ 厚労省通知 保医発 1125 第 7 号通知

今回出された通知の根拠(留意事項)と内容説明があった。

申請書作成にあたっての留意事項

事務局 齋藤

今回の大きな改正のポイントは料金改定と変形徒手矯正術の扱い。

施術報告書については値上げ幅が大きい請求については計上するタイミング違いで返戻も多く注意が必要。頻度の記入欄が別枠で作られた。

申請書、特にマッサージの書式の変更点

- ・変形徒手矯正術、温あん法・電気光線器具はマッサージの加算と記載が変わっているところに注意。
- ・会の療養費申請ソフトの改訂は12月半ばに予定していたが、通知に「当分の間は従来の様式を取り繕って使用することができる」とあるので、今回は料金改定のみとし、書式については年明けにむけ準備しているところです。当面は「摘要欄」に『変形徒手矯正術：右下肢・左下肢…』などの様に施術箇所の記事のご協力をお願いいたします。



同意書の取得に注意が必要。

・特にマッサージと変形徒手矯正術の指示部位、診察日、症状の記入が適切か。

12月からは変形徒手矯正術を申請する際はマッサージ施術とのセットであることが求められているため、同意書の「施術の種類・施術部位」がマッサージ・変形徒手矯正術ともに同じ箇所に○がある必要がある。

そのためには該当する「症状」が必要であり、その由来となる「傷病」との関係性も必要となることに留意していただきたい。

大熊、栗田氏に対する不支給 審査会の審査結果報告

2020/12/13 大熊・栗田さんの会 橋本利治

僕の身体はボロボロです。

今年10月20日東京都国民健康保険審査会口頭意見陳述会場での審査請求人の生の言葉です。

今回は審査請求人ご本人が介護者と共に意見陳述をしていただきました。

そして11月30日に審査会が開かれ「棄却」の裁決が出され12月9日に郵送されました。

会員の先生方には大変ご協力をいただきましたが残念ながら棄却になりました。本当に心強いバックボーンでした、師会の援助が無かったらここまでできなかったと思います。残念な裁決ではありましたが大変有意義な10か月間でした。

鍼灸マッサージの業界がどのような構造であるのか、厚労省の通知には論理的な根拠は全くない、悪く言えば官僚の気分で我々の待遇は決まってしまうそのようなことが見えてきました。

例えば今回の「変形徒手矯正術が1か月であることの法的医学的根拠は何か」と厚労省に開示請求をかけました、回答は「そんなものはない」何の根拠もなく1か月と勝手に決めてそれに我々は右往左往させられているのが現実です。

審査請求の裁決でまだ終わったわけではありません。この裁決を元に処分庁との話し合いが始まります。引き続きご支援よろしくお願いたします。

今回の一部始終を報告書にまとめて皆さまと情報の共有を図りたいと思っています。

現在原稿を纏めています。審査請求の手引きにいただければ幸いです。

最後に本当にありがとうございました。感謝いたします。

不当な不支給を許すな

2020年12月12日 業務執行理事 荒木文雄

- 1 橋本利治氏は大熊、栗田氏に対する不支給は不当な決定であると、両氏とともに不服審査請求を

大田区へ提出した。当会も大熊、栗田氏に対する不支給は不当であり、取り消しを求める審査請求を支持していくことを理事会において確認した。

- 2 日本でも海外でも強者が弱者を圧迫する法匪の振る舞いが目立っている現状がある。(弱肉強食の世の出現)。

3 法匪とは何か!!

古来、中国では、悪徳官僚が悪法、省令、条例、指示、通達等で民衆を苦しめてきた歴史があったので、法をもって悪行をなす者を法匪と呼称したのである。

これは、日本では国民、患者を苦しめる、世界でも類のない愚劣な、「あはき」療養費支給のための同



意書の取り扱いであり、健康保険法 87 条（療養費）等である。

海外では現在、香港住民を不安と苦悩におとし入れている国安法（香港国家安全維持法）がみられる。

いつの時代でもどこの国でも、このような強権体制に対する人民主権をまもる闘争は、人類の歴史で繰り返されてきた事ではある。

4 権利と義務は表裏の関係。

権利は義務を果たしたものに与えられるものであるが、現状、日本国民は健康保険料や介護保険料を毎年、支払って義務を果たしているのに、厚労省の同意書や 87 条の妨害、圧迫で自分の病気に適したと判断する鍼灸治療、あん摩マッサージ指圧治療を制限されている。

これは憲法を無視する受療権の侵害である。しかも、これが第二次大戦後 75 年以上続いているという異常な状態である。権利は声を上げ闘わないと得られないのが歴史上の事実であり真理である。

5 東西医学の統合医療を実現すれば医療費の節約になる。

現在、世界では西洋医学の限界から、多くの国で東洋医学の鍼灸医療を取り入れている現状がある。

どこの国でも薬害や医療費の増大に悩み、その解決策としてドイツ、フランス、米国、中国、韓国等は、医療費の節約を目指して、鍼灸治療を導入しているのが現実であり、この対応での日本政府の立ち遅れが目立っている。

6 医療を選択するのは国民、患者の権利であり、国家ではないことを認識すべきである。

第一に基本的に重要な事は人類史上の真理であるが、国民、患者にとって自分の病気の治療には、その病気に適した治療を選ぶ権利がある。

この受療権があり、そのことで健康権、生存権が保証されるのであり、国家はそれを実現する責務がある。これが憲法によっては規定されていることである。

（日本国憲法第 25 条）（生存権、国の社会的使命）①すべての国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する。②国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

社会保障、医療、伝染、環境衛生、薬などなど、国民、患者に医療の選択権があり、国家（厚労省）が決定するものではないという基本的普遍の真理、原則を確認する必要がある。

7 当会の七つの武器に、追加となる審査請求の武器が入用である。（俗にいう七つの道具）

- ① 事務局通信とスタッフによる目標への運動方針と啓蒙活動。
- ② 10 周年記念誌による会の歴史と理念発表。
- ③ 在宅介護医療の手引き（マッサージ、手技療法）本発行。1000 部。
- ④ 鍼灸臨床の刺絡療法活用の本発行。600 部。⑤ 鍼灸院経営指南書開業（開業、経営、廃業手続き）。
- ⑥ 各種保険取り扱いの手引書
- ⑦ 当会事務局による保険申請の指導と各部会による保険申請の指導と各部会による治療技術向上のための研修会実施。

⑧ 不支給対策としての不服審査請求の本。

(上記⑤⑥⑧は未完、他は実現済み)

(最後に当たって)

患者と橋本氏への大田区の不支給通知に対する不服審査は、不当、理不尽、不公正な行政への反撃対策として記録されるものとなるであろう。

不正に対して黙すれば結果的に認めたことになるのである。暗黒の中でもカナリヤは鳴いて危険を知らせる。不死鳥は身を焼いた光で闇を照らす。誰かが日本国民のためにやらなければならない。

時代は絶えず変化していく、不当な不支給を認めず、伝統医療の活用、統合医療の実現へともに前進しよう。

コロナ PCR 検査受けてみました

2020/12/9 橋本利治

12月2日現在コロナ感染は拡大の一途を辿っています。

東大最先端技術センター長児玉龍彦教授は「このまま何もしなければ、日本はえらいことになる」と国会での参考人意見として警告を発しました。では何をするのかについて「無症状感染者を見つけて隔離しなければならない」と具体策を指示し国の無策を批判しました。

その警告に世田谷区長が世田谷区でやってみたいと手を挙げ、社会的検査として無料で定期的に PCR 検査を介護職対象に実施しました、その結果介護施設で 19 人の無症状感染者が見つかりクラスターの発生を事前に防いだと区長が HP で公表しています。それに対して厚労省は世田谷方式を精度が低いとして認めず補助金を支払わないとして今後検討するとのこと。

本来なら行政が施策として行動しなければならないが都民、国民に感染防止をお願いするだけです。世田谷区のこの行動は徐々に広がりつつあり私の知る限りでは品川区、墨田区は実施している、船橋市は世田谷のプール方式は安価であり、スピーディであるとして市は厚労省に認めるように要望書を提出しました。北区もまた検討中とのこと。

しかし財政規模があまりない地方行政にとっては国からの援助がないとやりたくてもできないとのこと。何もしなければどうなるのだろうか和社会実験が行われているのかもしれない。

医療職の私たちは

私たちは医療職としてかかる状況に何らかのコミットメントをする必要があるのではないかと。どのようにしたら医療従事者として感染拡大を防止できるか、議論の余地はあるだろう。試しに検査を受けてみましたのでその後報告をします。検査方法は唾液検査で、もちろん無料でした。底の尖った試験官に唾液を入れるのですが、泡があるとダメ、凡そ 5CC 程を出さなければならず、それがいざ出してみると結構でなくて大変でした。その後陽性者だけに 1~2 日後に連絡が保健所からくるそうです。陰性者には何も連絡がなく拍子抜けの感じでした。

その結果勿論陰性でした。(内心ドキドキでしたが)先生方は PCR 検査とはどういうものかご存知だと思いますが一応説明させていただくと唾液、粘膜に付着する DNA を採取して培養しウイルスの存在を確認する。唾液採取により熟練を必要とせず、より簡単に短時間で結果がでる方式であり現在普及しています。しかし PCR 検査はデメリットもあります、現在の感染状態を確認できるだけで抗体を作るも

のではない、感染の2日～9日間に検査しなければ精度が落ちるなど問題は残されています。

この検査は本来行政が無料で実施すべきものですが国内では世田谷区など一部で始まりました。(韓国、中国本土、台湾、ドイツ、ニュージーランドなどは実施しているとのこと)そして私たちにとって重大な問題はもし検査の結果陽性が出たらどうしようかというのがあります。

これは業としている私たちにとっては死活問題です。そのような中で検査に踏み切ることはできません。(おっしゃるとおり)でも社会的検査としては感染拡大を防止しようと思うなら検査を受けるべきなんです。その狭間でどうするんだ?何もしないのが一番と思わないわけではありません。

どのようにするかは皆さんにお任せします。ただ鍼灸マッサージ師会としてそのようなことも選択肢があることをお知らせします。

いつでも、どこでも、なんどでも

この問題では、行政が無症状者検査をしないこと、陽性者の保護をしないこと(給付金など)これらのことが隠れ感染者の増大を生みだし感染拡大に寄与しているのです。

検査をしなかったらそれもわからず、患者さんに感染をさせてしまうことになるのです。健康な患者さんなら「ごめんなさい」で済むかもしれませんがもし高齢者で人工透析、酸素吸入などの患者を診ているなら生死にかかわることになります。そのようなことにならないためにも身の潔白は必要なのではないでしょうか。

当会でそのようなことも考慮しながら希望される先生方のために PCR 検査のクリニックを紹介します。この PCR 検査は唾液による検査法で検査キットに唾液を採取し返送することにより検査し陰性を証明するものです。

この検査は医療行為ではないため誰でもができます。(確認済み)先生方の周囲に年末年始に帰省する方、濃厚接触者の方、冠婚葬祭などのため事前に検査をしたい、高齢者がいるので心配などの方々へのサービスとしても使えます。

実際に検査を受けるかどうかは各先生方の判断にお任せします。

困った時はいつでもお問い合わせください。

検査条件：10回(人)までは直接個人でクリニックへ検査依頼をしてください。

10回(人)以上が対象です。有料です個人の場合1万5千円/回、法人の場合9000円/回(法人で手数料500円含みます)

検査機関：にしたんクリニックへ TEL:03-5766-2834 MAIL:pcrorder_web@xcomglobal.co.jp

法人の場合は1月15日まで(締め切ります)

その他不明な点は担当橋本へお問い合わせください。Mail:medicalcare-yui@mbr.nifty.com

参考資料：最近、興味深いレポートが出ていました。米国の非営利シンクタンク「INET」が1月18日に出した報告書。「経済回復のために、まずは人命重視」と題し、〈パンデミックによる経済ダメージの軽減は終始、ウイルス拡散をコントロールすることにある〉と指摘。〈中国、台湾、ニュージーランド、アイスランド、シンガポール、ベトナム、タイといった、感染拡大防止に速やかに投資した国々は効率的にウイルスを抑え込み、経済回復の兆しすら見せている〉としています。

コロナ禍にあって治療家は助け合いませんか？

山内恵美子

寒さが厳しくなって参りました。コロナ禍も留まるどころを知らず、第三波となり東京だけでなく他の県でも増加しています。人の心にもストレスがたまり、経済効果も重い影を落としています。それは、私達、治療家も同様です。

今、コロナ禍にあって治療家は助け合いませんか？

2点について提案させていただきたく思います。

① 特に会員同士、患者さんの集客また経営方法についても、お互いの経験を分かち合って、この困難な時期を乗り切っていきましょう！

今、患者さんに安心して頂けるように、治療の訪問や治療院でされている「方法」がありましたら、ぜひご紹介下さい。集客の方法も恒常的なこと、コロナ禍に特化した事など、ありましたらお願いします。

特に大切なのは、自粛を迫られ、体力低下や、治療の機会や運動の機会を失った患者さんの健康を守ることです。

② 治療家として、訪問治療か治療院経営かにかかわらず、鍼灸専門かマッサージ専門かにかかわらず、お互いの臨床経験を提供してお互いの治療の効果を高めていく事ができないでしょうか。

その事により、患者さん方の健康も守られ、集客力も向上していく事が期待されます。

なかなか、自分の手の内を明かすのは、愚かではないのかとの思いが、私にもあり、会員方にもお有りかもしれません。

しかし今、健康維持の機会が少なくなり、患者さんにとっても治療家にとっても困難な時です。病院に行くことがためらわれている今、東洋医学の底力を見せる時です。

なかなか治癒しない患者さんの治療のヒントや考え方、治療法を通信を通して会員さんから教えて頂き、取り入れてみる時、その効果があったり、早く治ったりするなら患者さん、治療家双方にとり大きな喜びです。

例えば、2020年10月21日、皮膚搔痒症の治療法を學術部の荒木部長が通信210号で書かれていましたが、早速、該当する患者さんに取り入れて治療してみました。

指の井穴に刺絡を行って身体の血流を整えてから治療を行いました。

なかなか完治までには行きませんでした。その後、痒みが少し収まりました。

人の身体は、十人十色です。同じ治療法が、全員に効果があることを期待するのは難しいところです。しかし、より多くの治療法を行えば、それだけ治癒に近づけるでしょう。

治療家として長い方々は、それなりのご自分の治療法をお持ちと思います。ただ、コロナ新型ウイルスのように、新しい病気が発症しています。

また生活の環境も色々変わってきている中、ストレスも大きく患者さん方の身体にも様々の影響があ

ると思われます。

会員方の色々な臨床経験から治療効果があると思われたものがありましたら、それをご紹介いただけましたら大変にありがたく思います。

お互いに、自分の臨床経験から分かち合い、教え、教え合いして、治療に活かしたら、会員冥利に尽きるのではないのでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

私も、これから乏しい臨床経験から時々ご紹介させていただけたらと思っております。

学術部の荒木部長の書かれるような学術的なものではなく自分の臨床経験から行った、治療の内容をご報告したいと思っております。経験の長い方には不用かもしれませんが、初診の方や、また参考になると思われる方が居られましたら幸いです。どうぞ宜しくお願いいたします。



エステル臨床録

先に、「コロナ禍、治療家は助け合いませんか」のお声掛けをいたしました。その一環で当治療院で経験しました臨床録をご紹介します。

会員の方々の参考にさせていただければ幸いです。

「エステル 臨床録 1」

山内恵美子

臨床例① 2020/12/1 女性 70才代 弾発指 手を使う仕事の自営業
11/30に上記の患者(K)を治療したので、その治療をご報告します。

主訴 左手 母指の痛み 11/15に病院で「弾発指」と診断された。発症後1ヶ月経過
屈曲から伸展時にバネ指状の弾発症状有り 少し有熱 炎症
レントゲン撮影 少し骨の変形 あり
鎮痛剤軟膏ロキソプロフェンNA を塗っている
痛み止め セレコシキブ 胃腸薬イソグラジンマレインを服薬
左右の肩こりあり(自覚、触診共に確認)

治療 ステンレス鍼 寸六、寸三を使用

考察

治療部位 = 患部から見て左の前腕の大腸経・肺経及び肩部と背部 肩甲骨周りの膀胱経が適当。

前腕 左 内関 (母指に向けて捻鍼=すぐに鍼響あり=加減する)
尺沢 (同上 =指針転向法 =幾度か方向を転向させて指針)
孔最 (同上 雀術)
左 陽谿、大淵 (捻鍼)

左 P 部（痛点）手掌側の母指の付け根—第二関節—知熱灸 2~3 そう

頸部、肩部、背部

左右、天膠 天柱（置鍼） 圧痛のある側に指針 厥陰俞（けっちゃんゆ）、心俞

結果 母指の痛みとだるさも消失した。バネ指の症状も無し。

今回の治療で症状が消え、治癒したように見えるが、数日後にまた再発すると思われる。2日後にまた治療を行い、症状が完全に再発しなくなるまで、続ける必要がある。

少なくとも週2日治療を行うことが必要である。

前腕や母指に症状が出ているが、頸部、肩背部のこりや、血流改善も必要である

患者さんには、母指の指サポートをはめ、なるべく使わないようにすること痛むときは、痛み止めの軟膏を塗るようにアドバイスした。

臨床例② 2020. 12. 4 70歳代 女性、主婦

主訴 前夜、生牡蠣を4個（中くらいの大きさ）ポン酢につけて食べた翌日明け方から下痢、酷い水様便 2~3回 少し腹痛あり

治療 ステンレス鍼 2~3番使用 寸三、寸六

考察 症状が消化器系なので、胃経、脾経を治療の重点部位と仮定し、反応を診た。

下肢 右側が適応側 内庭 足三里（反応有り 置鍼 円皮鍼をつけた） 上巨虚 条口
下巨虚 = 胃経に強い反応。

鍼と共に知熱灸を各2~3壮

腹部 中肝 水分 = 任脈

承満 梁門 滑肉門（症状があり、雀啄の鍼方で） 天枢 大巨 = 胃経

背部 脾俞 胃俞（左右は押圧して響く方に処置）

結果

お腹が軽くなった。後日「治療したその日のうちに、下痢が止まった」

（本人弁）

以上 上記治療内容のご質問は、当治療院宛メールにてお問い合わせいただきたくお願いします。

アドレスは、当会員の住所録名簿に記載されてあります。

お持ちでない方は、事務局にお問い合わせください。但し、審査事務繁忙期、月末から初月の10日ごろまではお控え下さい。よろしくお願ひ致します。



伝統手技部会主催の実技講演に仙台からウェブ参加

土田 仁

ウェブ参加、問題なく最後まで参加

伝統手技療法臨床部会には初めて参加しました。また、更に実技講演のウェブ参加は初めてです。参加前には音声聞き取れるかな？画像はよく見えるかな？など不安でしたが、今までの試行錯誤の甲斐があり全く問題無く充分最後まで参加する事が出来ました。凄い事だと思います。そこで私なりに今回参加した感想を書かせていただきました。

本日は貴重なお話をありがとうございました。

長谷川先生は修行先が山形県の出羽三山と言う事で、私の住む仙台市街地から山形県は隣りに位置し、出羽三山までは2時間しないで行ける距離にあります。休日ともなると、宮城から山形へ遊びに行く人も多く、また、山形から仙台へ買い物に来る人も多くそんな事から親近感を持って聴かせて頂いて居りました。

ところで山形県の出羽三山とは羽黒山、湯殿山、月山の総称ですが、
(長谷川智光 講師)

やはり山伏が有名です。

山好き、神社、仏閣、霊能関係者、良い水を求めて居る方々にとっては大変ファンの多い山です。私の治療院にも霊能力の高い人、お祓いや先祖供養を生き甲斐にして居る方や、山登り、沢登りが趣味の方がおり、皆さん普通の山とは波動のレベルや神格が違うと言われる位、霊験の高い山です。

私も今年に入って2度程、湯殿山のお守りをお客様から頂きました。それを今も肌身離さず持っています。また、私も開業する前から霊力の高い山の事は知って居る位、こちら東北では特に有名な山です。山伏や修験道は明治時代に廃止されます。女人禁制などがその名残りです。

明治に入ると修験制が日本で廃止されたので整体道が普及して行ったのは明治の中頃から少しずつ増えていきましたので歴史的には丁度、入れ違いで整体道が発達して来た感じです。

己の身体を護り治す事が出来て初めて人の身体も治せる

何か整体のなかでも修験道的な要素を含む整体もあるのは修験道廃止が多いに関係がありそうです。そして、それだけ整体道と修験道には通ずる大切な要素がある事も示唆して居るとも言えそうです。整体道はあくまで身体の健康法や健康体操の修験道からするとソフトなイメージが強いですが、山岳修行ですと、己の身体を護り治す事が出来て初めて人の身体も治せるのだというもっと強固な思想感です。その事をおっしゃっていた事がとても印象的でした。

これは我々治療家の姿勢にも通ずる事です。そして、話しの内容で心に残っているお話が二つあります。

一つ目が脈診と経絡的なお話しに触れられ、肺経と心包経と腰痛の関連をお話しされて居りました。私は同じ鍼でも脈診流の経絡治療が専門です。大家と呼ばれる先生方に手取り足取り教わって参りました。現在でも先生に習いに行つて教わって居ります。そんな事で肺経や心包経が関係する腰痛



は経絡治療的な観点からは考えられる原因が色々思い浮かびました。

また、同じ経絡でも北斗の拳などに出て来る様な経絡武術と言うものもありどちらかと言うと、同じ経絡の捉え方でも武術的な考え方に近く思いました。しかし、経絡武術の様な中国発祥の武術と日本の武術はそもそもの思想的観念が結構違いがあり、その辺りはやはり山伏とだけあり当然日本的なものだと感じました。

もう一つは、体を楽な方に動かすと言う考え方です。この様な考え方も取り入れられてるんだなと思いました。そして操体法の考え方にも触れておられましたが、操体法は橋本敬三先生という仙台で開業された医師が考えた治療法ですのでよく知って居ります。

その後、御子孫様が現在も仙台で整形外科を引き継いで居り私の治療院から歩いて 30 分位の所に存在します。外観はかなりモダンな作りです。操体法はかなり沢山のお弟子さん達が居り専門学校の時には操体法の講師の方がお越しになって特別講義をして頂いた事があります。その様な事で今回の講演は非常に縁を感じた内容でした。

今回、長谷川先生の講義して頂いた内容は我々祖先からの様々な困難を乗り越えて来た智恵を治療に生かすと言う事だと思います。それは今の混沌とした時代を生き抜く多くなるヒントが隠されてると言う事も言えると思います。

また、武道の話になりますが、合気道などの武術が介護の現場で体位変換する際の体の使い方に応用され、護身術としても取り入れられて居ります。山伏の叡智から我々施術家が学ぶ事は沢山あると思います。そんな角度から楽しく有意義に講演を聞かせて頂いておりました。また、聞いてみたいです！良いアイディアだったので



はないでしょうか？

投稿のお願い

コロナ感染は 12 月 10 日東京では初めて 600 名を超え、全国でも 2972 名、最多の感染者です。政府コロナ対策分科会の尾身茂会長をはじめ、医療崩壊を避けるため「GOTO トラベル」一時中止という医療関係者の声が大きくなるなかで、15 日ようやく、12 月 28 日～1 月 11 日の期間、全国一斉に緊急停止です。しかし、「28 日まで待つ必要があるのか」「印象は遅きに失し、中途半端である。これで感染拡大と戦えるのか、不安でいる」と産経新聞も伝えていました。

コロナはどうか、医療は大丈夫か、新しい年も平坦な道りではないようです。

コロナ感染問題のなかで、医療体制の強化の必要なことが明らかになっています。

自然治癒力、免疫力の強化が健康維持の基本であることが明らかにされ、漢方、鍼灸、あん摩マッサージ指圧治療の活用が求められています。

情報交換、意見交換の場として事務局通信の活用をお願いしておりますが、次号は新年 1 月 18 日発行となりますので、新年を迎えるみなさまの声もぜひお寄せ下さい。

(送付先 通信編集部 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp 松本)

【海江田万里の政経ダイアリー】2020.11.30号

●バイデン次期大統領の対中政策を占う台湾総統との電話会談の可能性

アメリカの大統領選挙投票日から3週間以上が過ぎ、当初はかたくなに敗北を認めていなかったトランプ大統領も、最近のテレビに映る顔の表情から疲れと諦めの色が見えてきているように感じます。

英国の世論調査会社「YouGov」が選挙前に、ヨーロッパ7か国、アジア・太平洋地域7か国と地域の市民に対して行った調査によると、市民レベルで唯一、トランプ支持(42%)がバイデン支持(30%)を上回っていたのは台湾だけであったことが報じられていました。また、台湾民意基金が選挙前に行った世論調査でも、トランプ再選が好ましいが53%、好ましくないが31%と過半数の市民がトランプ大統領の再選を期待していた数字が出ています。こうした市民のトランプ大統領に対する好感の背景には、トランプ大統領なら対中国で厳しい政策をとってくれるだろうとの思いがあったことは明らかです。事実、トランプ大統領は、2016年の最初の当選直後から台湾に対して大きな関心を持っていることを明らかにしていました。その具体的な証拠として、大統領選挙直後に蔡英文総統と異例の電話会談を行っています。今回の選挙では蔡英文総統は、いち早く11月8日(菅総理がツイッター上でバイデン氏に祝意を伝えた日と同日)にツイッター上でバイデン次期大統領に祝意を表明しているものの、その後、バイデン氏との電話会談は行われていません。台湾の外交当局は、現在しきりとバイデン氏側に、蔡英文総統と電話会談の要請を行っていますが、バイデン氏側からは色よい返事をもらえていません。台湾問題に対する日本の基本的な立場は「一つの中国」です。しかし、その実際の方針は「現状維持」となっているので、中台のさらなる緊張につながるバイデン-蔡英文の早期の電話会談は避けてもらいたいのが本音です。

●政府は年末・年始の感染症対策に全力を

寒さの訪れとともに再び新型感染症が猛威を振っています。現在、開会中の臨時国会は、12月5日(5日は土曜日のため実質的には4日)で幕を閉じようとしています。その後、政府は2020年度の第3次補正予算の編成に入る予定です。しかし、その前に第2次補正予算で手当てした10兆円の前払費(使い道は政府が自由に決められます)のうち7兆2千億円がまだ残っています。これだけの資金があれば年末・年始に向けて新型感染症対策で、かなりの施策が実行できます。GoToトラベルの中断の判断も遅すぎましたが、前払費を使って旅行予約の取り消しによって生じる違約金に対する補償や資金が底をついた飲食店や旅行者、イベント業者などに対する持続化給付金の第2次受付を行うべきです。

また、PCR検査もまだまだ不十分で、しかも自らの希望で受けるとかなりの費用がかかります。医療や介護、保育、学校教育などの現場で働くいわゆる「エッセンシャルワーカー」の人々には十分な検査を行う必要があり、医療現場の人員不足の問題は、自衛隊の医療・衛生部隊に協力をお願いするときに来ていると思います。うがい、手洗い、三密を避けることなど個人の努力だけでは新型感染症の拡大は防げない局面に入っていると思います。国会が閉会になっても私は国会事務所に毎日詰めています。要望などお気軽にお寄せください。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区) 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル
TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R02年 12月

1	火	
2	水	
3	木	申請書〆切
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	申請業務
8	火	
9	水	
10	木	事務局通信投稿締め切り
11	金	
12	土	厚労省通知内容説明会 (18:00~21:00)
13	日	
14	月	事務局会議 (13:00~15:00)
15	火	
16	水	
17	木	通信印刷 NPO 体験治療(13:00~16:00)
18	金	通信発送
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	健康保険ではりきゅう・マッサージを受ける国民の会 役員会
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	支給明細などの発送
30	水	療養費の振り込み 冬季休暇 (12月30日~1月3日)
31	木	

R03年 1月

1	金	冬季休暇 (12月30日~1月3日)
2	土	
3	日	申請書〆切
4	月	
5	火	
6	水	
7	木	申請業務
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	事務局通信投稿締め切り
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	理事会 (14:00~17:00)
18	月	事務局会議 (13:00~15:00)
19	火	
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	支給明細などの発送
29	金	療養費の振り込み
30	土	
31	日	各部部長会議 13:00~15:00 訪問リハビリ検討会 (佐藤 PT 手技講習) 15:00~16:30 中野産業振興センター和室